

第 10 回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会  
- 議事概要 -

1 . 日時 : 平成 19 年 3 月 22 日 ( 木 ) 9 : 30 ~ 11 : 15

2 . 場所 : 虎ノ門第 10 森ビル 4 階 第 1 会議室

3 . 出席者

( 委員 )

石川 睦夫 ( 財団法人住友財団専務理事 )

亀岡 保夫 ( 公認会計士 )

川村 義則 ( 早稲田大学商学大学院助教授 )

佐竹 正幸 ( 日本公認会計士協会常務理事 )

高山 昌茂 ( 公認会計士 )

長 光雄 ( 公認会計士 )

弥永 真生 ( 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 )

( 五十音順 )

( オブザーバー )

野口民事局局付 ( 法務省 )

( 事務局 )

戸塚次長、原山審議官、佐伯参事官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官  
( 以上、内閣官房行政改革推進室 )

須田参事官、鹿沼公益法人行政推進室長、井戸参事官補 ( 以上、総務省大臣官  
房管理室 )

4 . 議事次第

( 1 ) 開会

( 2 ) 事務局より資料説明

検討結果取りまとめ ( 案 ) について

( 3 ) 自由討議

( 4 ) 閉会

5 . 議事概要

( 1 ) 開会

(2) 事務局より資料説明

事務局から、資料に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

1 (1) について、役員報酬こそ実態ベースで見ないともたない法人があるのではないかと。「厳格に審査する」というよりは、しっかりした根拠を求め、それがあればいいとすべきではないか。

1 (1) ウについて、土地に加えて、美術館等を営む法人の美術品等にも言及すべきではないか。

1 (3)について、骨子案にあった負債に関する部分が削除されているが、これについては、言及しておく必要があるのではないかと。

2 (2) について、公益目的財産額の算定の際に時価評価をしたものに償却資産が含まれる場合には、公益目的支出計画の履行に当たって、当該法人の帳簿価額にかかわらず当該時価評価した額に基づき減価償却等を行っていくことになるのではないかと。そうすると、公益目的支出計画における減価償却等に関する資料も計算書類とは別に作成しなければならなくなるため、そのことがわかるよう記述すべきではないかと。

2 (2) について、公益目的財産額の算定の際に時価評価をした資産の評価損を公益目的支出計画上の支出として取り扱う場合には、任意の時点で評価損を公益目的支出計画の支出として計上できるとするのは不適切であり、当該資産について強制評価減の手続をする時点のみとすべきである。

2 (2) について、資産についての損益は、減価償却費以外は公益目的支出計画上の支出や収入とすべきでないが、公益目的財産額の算定の際に時価評価をした資産について生じた損益の額は、当該時価評価した資産の額との調整を図るという趣旨で支出や収入として取り扱うことが考えられる。この趣旨を明記すべきではないかと。

(4) 閉会

- ・ 検討結果の取りまとめについては、座長が最終的な確認をし、内閣官房行政改革推進室長に提出されることが確認された。
- ・ 戸塚内閣官房行政改革推進室次長から挨拶がなされた。

以上